

福山市上下水道局物件の買入れ等条件付一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福山市上下水道局が発注する製造の請負及び物件の買入れ等（以下「物件の買入れ等」という。）において、入札後に入札に参加する者の必要な資格を審査し落札者を決定する条件付一般競争入札（以下「本競争入札」という。）の事務に関し、福山市上下水道局契約規程（昭和46年水道企業管理規程第8号。以下「規程」という。）において準用する福山市契約規則（昭和41年規則13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 本競争入札の対象とする物件の買入れ等は、次に掲げるものとする。ただし、福山市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 物件の買入れについて1件の予定価格が80万円を超えるもの
- (2) 製造の請負について1件の予定価格が130万円を超えるもの

(入札参加資格要件)

第3条 本競争入札に参加できる者は、製造の請負及び物件の買入れ等に関する指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する規程（平成16年告示第416号）により、入札参加資格の認定を受けている者（以下「有資格者」という。）とする。また、次に掲げる要件を満たしていることとする。ただし、管理者が特に理由があると認めた場合は、各号に規定する要件を定めないことができる。

- (1) 福山市内に本店を有する有資格者。物品の種類又は性質等によっては福山市外に本店を有する有資格者も参加させることができる。
- (2) 物件の買入れ等に係る種目及び品目について認定を受けており、発注の基準に対応する等級に属している有資格者。ただし、物品の種類または性質によっては、入札参加資格要件として種目及び品目又は等級を定めない事ができる。
- (3) 物件の買入れ等の公告日から落札決定の日までの間のいずれの日においても、福山市建設工事等指名除外基準要綱（平成6年11月17日施行）に基づく指名除外又は指名留保措置を受けていない者
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金の滞納がない者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認める要件を満たしている者

(入札参加資格要件の決定)

第4条 管財契約課長は、物件の買入れ等を発注する要求主管課長と協議の上、規則第28条に規定する公告案等を作成し、あらかじめ、別に定める福山市上下水道局物件の買入れ等入札参加者審査会（以下「審査会」という。）に諮るものとする。

2 物件の買入れ等の入札参加資格要件は、審査会の議を経て、福山市上下水道局事務決裁規程（昭和41年水道企業管理規程第3号）に定める決裁権者が決定する。ただし、1件の予定価格が1,000万円未満であるときは、審査会の議を経ないで決定することができる。

(入札の公告)

第5条 管理者は、第3条に規定する入札参加資格要件のほか、入札手続等について定め、規則第27条及び第28条の規定に基づき公告するものとする。

(入札手続)

第6条 入札に参加しようとする者は、物件の買入れ等の公告に定める期限までに、入札書及び入札参加資格要件確認書を提出しなければならない。その他、別に指定する書類も併せて提出しなければならない。

2 入札に参加した者は、その提出した入札書及び入札参加資格要件確認書を書換えし、引換えし、又は撤回することができない。

(入札方法)

第7条 入札方法は、公告に定める日時及び場所へ持参又は郵便による入札とする。

(開札)

第8条 開札は、公告に定める日時及び場所において行うものとする。

2 管財契約課長は、落札候補者として選定した後、落札決定を保留し、当該開札を終了するものとする。

3 前項の落札候補者となる者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者及び次順位者を決定するものとする。

(入札参加資格の審査及び落札決定)

第9条 管財契約課長は、公告に定める入札参加資格要件に基づき、落札候補者が当該要件を満たしていることの審査を行い、審査の結果、入札参加資格を有していると認めるときは、その者を落札者として、入札参加資格を有していないと認めるときは、次順位者を落札候補者として審査を行い、落札者が決定されるまで行うものとする。なお、審査の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の資格要件審査は行わない。

2 管財契約課長は、落札候補者が入札参加資格を有していると認めるときは、その者を落札者として決定し、当該落札者には速やかにその旨を連絡するものとする。また、入札参加資格を有していないと認めるときは、当該落札候補者にその旨を連絡するものとする。

(無効入札)

第10条 管理者は、入札参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。この場合においては、当該入札参加者に対し、指名除外措置を行うことがある。

- (1) 資格要件の確認のために管財契約課長が行った指示に従わないとき。
- (2) 審査において第4条に掲げる入札参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (3) 第6条の規定により提出のあった書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (4) その他物件の買入れ等に係る契約の相手方となることができない事由が生じたとき。

2 管理者は、前条の規定により入札参加者の入札を無効としたときは、当該入札参加者にその旨を通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。